憲法を破壊する「集団的自衛権の行使」容認に反対します 戦 争 を さ せ な い 全 国 署 名

内閣総理大臣 安倍晋三 様 衆議院議長 伊吹文明 様 参議院議長 山崎正昭 様

【趣旨】

これまで、ほとんどの戦争は「自衛のため」という名目で行われてきました。「侵略のため」といって始められた戦争はありません。だから、1946年の衆議院本会議で、当時の吉田茂首相は、憲法9条の平和主義について「直接には自衛権を否定しておりませぬが、第9条第2項において一切の軍備と国の交戦権を認めない結果、自衛権の発動としての戦争も、また交戦権も放棄したのであります」と答弁したのです。

しかし、その後、自民党を中心とする歴代の政権は、憲法解釈を転換し、個別的自衛権はあるけれども憲法9条によって集団的自衛権は認められないという解釈をとってきました。つまり、日本の「自衛」は認められるけれども他国の戦争に加担する「他衛」は認められないということです。

今度、安倍首相は自民党の先輩首相に反してまでも、集団的自衛権行使の容認に踏み出そうとしています。これは明らかに日本を、戦争をする国にしようということです。それによって憲法9条を空文化することをねらっており、私たちはその愚行に強く反対します。

また、特定秘密保護法の強行採決は、市民から情報を隠し、戦争をする国への体制固めに他なりません。

「戦争で得たものは憲法だけだ」。これは元海軍少年水中特攻兵だった作家の城山三郎さんの遺した名言です。あらゆるものを破壊し、人びとから奪い去る戦争を、二度としないという決意が、日本国憲法には込められているのです。

私たちは、日本国憲法の理念をないがしろにし、この日本を、戦争をする国へとつくりかえようとするあらゆる動きに反対します。個人が個人として尊重され、平和に生きることのできる社会をつくることを求めます。

【要請項目】

- 1.「解釈改憲」などによる集団的自衛権行使容認を行わず、憲法9条の理念を活かすことを求めます。
- 2. 戦争参加をすすめるあらゆる立法と政策に反対します。

請願者

名前	住 所

呼びかけ団体/送り先取り扱い団体戦争をさせない1000人委員会戦争をさせない1000人委員会・静岡〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町1-15 塚崎ビル3階〒422-8067 静岡市駿河区南町11-22 労働会館内電話03-3526-2920 mail:info@anti-war.info番 054-282-4121 e-mail s-heiwa@cy.tnc.ne.jp